第1号議案

知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により知事から意見を求められた平成24年9月定例会に提出される次の議案(平成24年12月追加提出分)については、 異議がないものとする。

平成24年11月16日

大阪府教育委員会

○条例案

大阪府立学校条例一部改正の件

[根拠規定]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分 その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作 成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に規定する意見の申出に 関すること。

○ 条例案

件名	概要
大阪府立学校条例一部改正の	(1)平成21年1月策定の「『大阪の教育力』向上プラン」及び平成21
件	年3月策定の「府立支援学校施設整備基本方針」に基づき、大阪
	府立摂津支援学校及び大阪府立とりかい高等支援学校を設置す
	るため、所要の改正を行う。
	(2)大阪府立摂津支援学校の開校に伴い、大阪府立吹田支援学校鳥飼
	校を閉校するため、所要の改正を行う。
	(3)大阪府立佐野支援学校砂川校を、砂川厚生福祉センターから旧府
	立砂川高等学校跡地へ移設するため、所要の改正を行う。
	〔施行期日〕
	(1)については、平成25年1月1日
	(新校開校準備並びに入学者選抜、入学者決定検査等の業務を行
	うため、平成25年1月1日をもって、管理職、教員を配置する
	ため。)
	(2)及び(3)については、平成25年4月1日

■改正の理由

- ・平成21年1月策定の「『大阪の教育力』向上プラン」及び平成21年3月策定の「府立支援学校施設整備基本方針」に基づき、大阪府立摂津支援学校及び大阪府立とりかい高等支援学校を設置するため、所要の改正を行う。
- ・大阪府立摂津支援学校の開校に伴い、大阪府立吹田支援学校鳥飼校を閉校するため、所要の改正を行う。
- ・大阪府立佐野支援学校砂川校を、砂川厚生福祉センターから旧府立砂川高等学校跡地へ移設するため、所要の改正を行う。

■改正の内容

- ・大阪府立摂津支援学校、大阪府立とりかい高等支援学校の新設に伴う規定整備(別表第2関係)
- (1) 大阪府立摂津支援学校、大阪府立とりかい高等支援学校の項を追加する。
- (2) 大阪府立吹田支援学校鳥飼校の項を削除する。
- ・大阪府立佐野支援学校砂川校の移転に伴う規定整備(別表第2関係)
- (3) 大阪府立佐野支援学校砂川校の位置を修正する。

■施行期日

- (1)については、平成25年1月1日
- ・新校開校準備並びに入学者選抜、入学者決定検査等の業務を行うため、平成25年1月1日をもって、管理職、教員を配置する。
- (2)及び(3)については、平成25年4月1日

■政策アセスメント・制度間調整

- ・財政課と条例の改正について調整済
- ・大阪府立高等学校等の管理運営に関する規則の一部改正・大阪府文書逓送規程の一部改正
- ・大阪府基金条例に基づく府の機関の指定(告示)の一部改正

大阪府条例第

第一条 宋 大阪府立学校条例の大阪府立学校条例の 号 (平成二十四年大阪府条例第八十九号)の一部を次の一部を改正する条例

示すように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線でように改正する。

(略)	高等支援学校大阪府立とりかい	高等支援学校 大阪府立たまがわ	学校大阪府立摂津支援	支援学校 大阪府立泉北高等	(略)	名称	別表第二(第四条関係)	改正後
(略)	摂津市鳥飼上一丁目	(略)	摂津市鳥飼上一丁目	(略)	(略)	位置		正後
(略)		高等支援学校大阪府立たまがわ		支援学校大阪府立泉北高等	(略)	名称	別表第二(第四条関係)	改正前
(略)		(略)		(略)	(略)	位置		前

第二条

示すように改正する。 次 の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で大阪府立学校条例の一部を次のように改正する。

(略)		学校大阪府立吹田支援	(略)	学校砂川校大阪府立佐野支援	(略)	名称	別表第二(第四条関係)	改正後
(略)		(略)	(略)	泉南市信達牧野	(略)	位置		後
							別	
(略)	学校鳥飼校大阪府立吹田支援	学校大阪府立吹田支援	(略)	学校砂川校大阪府立佐野支援	(略)	名称	?表第二(第四条関係)	改正前
(略)	摂津市鳥飼上一丁目	(略)	(略)	泉南市馬場三丁目	(略)	位置		止前

同年 三年四月 - この条例は、 日から施行する。 平成二十五年一月一日から施行する。 ただし、 第二条の規定は、